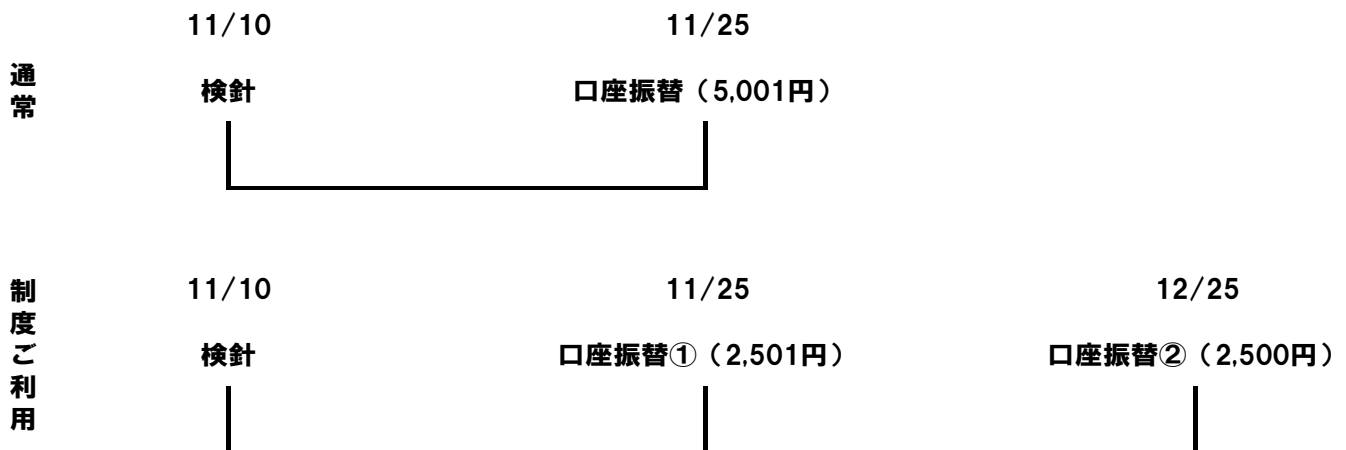


隔月検針毎月請求制度説明書

1 隔月検針毎月請求制度とは

通常、一般家庭のお客さまの水道料金等は、2ヵ月に1度検針を行い、2ヵ月に1度料金の請求を行います。
隔月検針毎月請求制度をご利用されますと、2ヵ月に1度の検針は変わりませんが、2ヵ月に1度請求していた料金を半額ずつに分割して請求を行います。

例)



- ※1 口座振替①の際に残高不足による振替不能となった場合は、12/10に再振替します。
- ※2 12/10の再振替でも残高不足による振替不能の場合、口座振替②の際に口座振替①の分と併せて合算振替します。口座振替②の再振替は行いません。
- ※3 口座振替割引については、口座振替①、②それぞれ50円引きとなります。

2 制度ご利用の条件

隔月検針毎月徴収制度をご利用するためには、次の条件に該当する必要があります。

①口座振替払いを利用していること

※現在納入通知書でお支払のお客さまは、先に口座振替のお申込が必要となります。

②申込時に納期限を経過している未納がないこと

3 制度適用時期

原則として、次回検針分から適用となります。既に検針が行われていた場合、その検針分は通常の請求とさせていただきます。

制度適用後の検針の際に投函する検針のお知らせには、2回分の振替予定額と振替日が記載されます。

4 お申込方法

平成 29 年 10 月 2 日 (月) から、お電話又は盛岡市上下水道局公式ホームページからお申込いただけます。

お申込先：盛岡市上下水道局お客さまセンター

TEL：019-623-1411

URL：<http://www.morioka-water.jp/>